様式第一第四表及び様式第二第五表	控除収益総括表及び控除収益明細表	第五条第二項	控除収益総括表
別表第一第一表により分類し、実績値		第二十四条第一項及び第六項、第三十一条第一項並びに第三十二条第一項	実績値
期間原価等項目		第二十四条第一項から第四項まで及び第六項、第二十五条、第二十六条第一項（各号を除く。）、第三十一条第一項並びに第三十二条第一項	第三十九条第三項において読み替えられた第六条第一項に規定する変分期間原価等項目
基礎原価等項目		第二十四条第六項、第二十五条及び第二十六条第一項（第二号を除く。）	第三十九条第三項において読み替えられた第六条第一項に規定する変分基礎原価等項目
購入販売電源項目		第二十六条第一項第一号及び第三号	基礎原価等項目
基礎原価等項目のうち額が変動するもの		第二十六条第一項第二号	購入販売電源項目
購入販売電源項目のうち額が変動するもの		第二十九条第一項	非ネットワーク一般販売費（額が変動する場合に限る。次項において同じ。）
非ネットワーク一般販売費		第三十条	接続検討料相当額（額が変動する場合に限る。）の変動額
接続検討料相当額			控除した変動額
控除した額		第三十一条第一項、第二項及び第三十二条第一項	第二十八条
第二十八条		第三十一条第一項及び第二項	第一次追加項目
第一次追加項目		第三十二条第一項	追加事業報酬の額
追加事業報酬の額		第三十二条第一項及び第二項	第二次追加項目
第二次追加項目			

第三十二条	第二十八条	改正法附則第十八条第一項の認可を受けた特定小売供給約款（旧法第十九条第四項の規定による変更の届出があったときは、その変更後のもの（第四十一条第一項の規定により料金を設定したものに限る。）（旧法第二十三条第三項の規定による変更があったときは、その変更後のもの）で設定した料金を算定した際に第二十八条	第三十九条第三項において読み替えられた第二十八条
第三十四条第二号	合計額）	合計額）（額が変動する場合に限る。）の変動額	第三十九条第三項において読み替えられた変分第一次追加項目
第三十六条第一項、第五項及び第六項	料金収入	料金収入の変動分	追加事業報酬の変動額
	料金収入の変動分		第三十九条第三項において読み替えられた変分第二次追加項目

（変動額届出料金の算定）

第四十二条　沖縄電力は、旧法第十九条第三項又は第六項の規定により特定小売供給約款で設定した料金を次に掲げる変動額を基に変更しようとするときは、第二条から第五条まで及び第二十四条から第三十六条までの規定にかかわらず、当該変動額を基に変更しようとする特定小売供給約款で設定する料金を算定することができる。

一　燃料費の変動額

二　他社購入電源費の変動額

三　他社販売電源料の変動額

2　沖縄電力は、前項各号に掲げる変動額について、次の各号に掲げる方法により整理した変動額（以下この条において「特定変動額」という。）の合計額を算定し、様式第十八により特定変動額総括表を作成しなければならない。

一　沖縄電力は、燃料費の変動額として、特定小売供給約款で設定した料金を算定した際に第三条第二項第二号（前条第一項又は第三項において準用する場合を含む。）及びこの号の規定により算定された額（第三十七条の規定により同条第一項各号に掲げる変動額を基に特定小売供給約款で設定する料金を算定し、かつ、改正法附則第十八条第一項の変更の認可を受けた沖縄電力にあっては、第三十七条第二項第三号に掲げる方法により整理した外生的燃料費等変動相当額を含む。）を基に算定した石油石炭税変動相当額を整理しなければならない。

二　沖縄電力は、他社購入電源費の変動額として、特定小売供給約款で設定した料金を算定した際に第三条第二項第八号（前条第一項又は第三項において準用する場合を含む。）及びこの号の規定により算定された額（第三十七条の規定により同条第一項各号に掲げる変動額を基に特定小売供給約款で設定する料金を算定し、かつ、改正法附則第十八条第一項の変更の認可を受けた沖縄電力にあっては、第三十七条第二項第三号に掲げる方法により整理した外生的燃料費等変動相当額を含む。）を基に算定した石油石炭税変動相当額を整理しなければならない。

三　沖縄電力は、他社販売電源料の変動額として、特定小売供給約款で設定した料金を算定した際に第五条（前条第一項又は第三項において準用する場合を含む。）及びこの号の規定により算定された額（第三十七条の規定により同条第一項各号に掲げる変動額を基に特定小売供給約款で設定する料金を算定し、かつ、改正法附則第十八条第一項の変更の認可を受けた沖縄電力にあっては、第三十七条第二項第四号に掲げる方法により整理した外生的燃料費等変動相当額を含む。）を基に算定した石油石炭税変動相当額を整理しなければならない。